

連鎖倒産防止資金のご案内

北九州市では、取引先企業の倒産等による連鎖倒産の防止に必要な資金を融資し、中小企業の経営の立直しを支援します。



【制度の概要】

融資対象者	市内に事務所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当する方。 ア 大型倒産（中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき国が指定）の影響を受けた中小企業者 イ 他企業の倒産により経営に重大な影響を受けた中小企業者と市長が認めた方（30万円以上の売掛債権等） ※「他企業」とは直接取引のある企業を指します。
申込期間	ア 国の指定期間内 イ 取引先企業倒産後6か月以内
資金の用途	運転資金
融資限度額	4,000万円以内
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率	1.40%
信用保証料	0.36～1.38% ※個々の経営状況等に応じ上記の範囲で保証料率が適用されます。 ※有担保による保証などで料率が割引される場合があります。
責任共有制度	原則として対象
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要に応じて法人は代表者、個人事業主は不要
返済方法	一括償還又は分割償還
認定申請時 必要書類	（融資対象者1）セーフティネット保証の認定に必要な書類 （国の指定する大型倒産先への債権額の分かる資料など） （融資対象者2）・債権額の分かる資料（受取手形、売掛台帳、請求書など） ・取引先企業が倒産した旨が分かる資料（2回目不渡手形、債権届など）
申込受付先	○取扱金融機関14行（福岡県信用保証協会北九州支所の業務区域内の本支店） みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、大分銀行、福岡中央銀行、西京銀行、豊和銀行、福岡ひびき信用金庫、遠賀信用金庫、商工組合中央金庫
認定申請先 問合せ先	北九州市産業経済局中小企業振興課 戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F TEL 093-873-1433

※融資申込前に中小企業振興課にて市の認定を受けることが必要です。